

白川町訓令甲第52号

府 中 一 般  
各 出 先 機 関

美濃白川ふるさと応援寄付金推進事業実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年12月25日

白川町長 佐 伯 正 貴

美濃白川ふるさと応援寄付金推進事業実施要綱の一部を改正する訓令

美濃白川ふるさと応援寄付金推進事業実施要綱（平成27年白川町訓令甲第21号）の一部を次のように改正する。

様式第8号（第17条関係）を次のように改める。

様式第8号（第17条関係）【別記 参照】

附 則

- 1 この訓令は、令和8年1月13日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の様式第8号は、施行日以後の日付で発行するものから使用し、施行日より前の日付で発行するものは、改正前の様式第8号によるものとする。

【別記】

様式第8号（第17条関係）

寄附金受領証明書

住 所

氏 名 様

寄附金額 金 円也

「美濃白川ふるさと応援寄附金」として、上記金額を受領したことを証明します。

年 月 日

白川町長

印

（注1） 所得税の寄附金控除及び住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

（注2） 所得税の確定申告書を提出しない者及び給与所得者で年末調整を受けた者又は住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、本証明書を寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在お住まいの市区町村へ提出し申告をしてください。